

2024 年度 第 2 回 JPRSI セミナー 「JCM の最新動向」



イベント名	2024 年度 第 2 回 JPRSI セミナー 「JCM の最新動向」
開催日	2024 年 7 月 31 日 11 時～12 時
開催方法	オンライン
概要	民間企業に二国間クレジット制度（JCM）をいっそう活用いただくため、最近の実績、政府方針、各国政府との調整状況等、最新の動向を環境省から説明すると共に、国際機関担当者における JCM と連携した制度が紹介されました。 セミナー登壇者情報については、下記「関連資料」ページをご覧ください。
関連資料	https://jprsi.go.jp/ja/static/activity-archive/2024/r6_seminar2_report



イベントの様子

令和5年度の採択案件のトレンド、今年度の案件への期待

- 4月～11月末までの公募、4回の採択を行い、計22件を採択（大型バイオマス発電2件採択）
- 4社の初参画事業者。JCM設備補助事業における参画企業の裾野拡大
- 年間削減量1万tCO₂eqが見込める大型案件が11件
- 分野別で見ると、太陽光案件が多く、再エネが大半（8割超）を占める。
- スリランカ、チュニジアで初のJCM設備補助事業のプロジェクトを採択

セメント工場への6MW廃熱回収発電システムの導入

今年度の案件への期待

＜重点分野＞（環境省 脱炭素インフラニアティア）

- 再エネ（風力、水力、地熱、バイオマス、太陽光、グリーン水素等）
- グリーン物流（コールドチェーン含む）
- 廃棄物インフラ

- 1億トン目標に向けて削減量の確保が見込める大型案件
- 補助金の費用対効果が優れた案件
- 優れた先進技術が導入される案件

JFJCMとJCM設備補助事業の比較①

比較事項	JFJCM	JCM設備補助事業
前提	ADB資金支援を受ける案件であること	ADB資金支援を受ける案件であること
対象国	JCMパートナー国（ADB支援対象であるアジア太平洋の18カ国）	JCMパートナー29カ国
資金支援	グラントとして、 (1) 助事業費55,000万の場合：\$500万 (2) 助事業費＞55,000万の場合：助事業費の10%（\$1,000万の上限） の10%（\$1,000万）の少ない方	グラントとして、 当施設で初めて設備補助で導入される技術についてCO ₂ 削減に直接貢献する費用の50%上限、 2～4件目：40%上限、5～8件目：30%上限、9～10件目：20%上限、11件目以上対象外 （詳細は公募要領等を参照）
案件発願の起点	各国政府起点	事業者起点
競争入札の有無	国際競争入札が原則必須	案件毎に異なる
ファイナンス性	融資についてADBが審査 JFJCMによる支援についてADB及び環境省が審査	執行団体及び環境省が審査
費用対効果	<\$40/tCO ₂ を目標	<4000円/tCO ₂ であること （詳細は公募要領等を参照）
申請者	各国政府（JFJCM申請書類はADB案件担当者が作成）	ADB融資を受ける事業者（JFJCM申請書類はADB案件担当者が作成）
応募時期	随時受付、年度の区切り無し	日本法人 年度毎に公募（詳細は公募要領参照）
建設期間	制度なし	採択年度を含め3年度以内

環境省担当官が JCM 最新動向を解説

ADB による JFJCM の活用についての説明

JCM の最新動向

本セミナーでは、JCM に関する最新動向についての環境省担当官からの発表の後、JCM と国際機関との連携取組として、国際連合工業開発機関（UNIDO）・JCM の公募について、及びアジア開発銀行（ADB）・JFJCM の活用について、それぞれ紹介が行われました。参加者からは非常に多くの質問が寄せられ、活発な質疑応答が行われました。

JCM に関する最新動向

2021 年の COP26 においてパリ協定 6 条のルール合意後は JCM がより国際的に盛り上がり、各国で 6 条 2 項に沿ったルール整備が進んでいることが紹介されました。

環境省の JCM 設備補助は、エネルギー起源 CO₂ 削減できる事業を対象としており、これまでに再エネ・省エネを中心に約 250 件の事業を実施し、約 100 社が代表事業者として参画していることが紹介されました。令和 6 年度の重点分野として、再エネ、グリーン物流、廃棄物インフラが挙げられ、また大型案件や補助金の費用対効果がすぐれた案件、及び優れた先進技術の導入がされる案件への期待が高いことが説明されました。

また、同一国における類似技術の採択実績が 10 件以上である場合、当該国においては当該技術の採択を行わない方針（民間 JCM による実施を期待する）としたこと等、これまでとの変更点についても説明がありました。最近の動きとしては、地球温暖化対策推進法の改正と、それに基づく、指定法人制度創設（改正法施行期日は令和 7 年 4 月 1 日）を予定していること、及び 2024 年 3 月に「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイドンス」を改訂したことが紹介されました。

質疑応答では、取組中の案件が設備補助事業の対象になるかどうか、クレジット化の課題と取得配分の問題等について活発なやりとりがありました。

● UNIDO・JCM を通じた脱炭素技術プロジェクト公募について

環境省では、アフリカ地域にネットワークを持つ UNIDO への拠出を通じ、アジア地域に比べると案件形成が難しいアフリカにおける支援を行っていることが紹介されました。

UNIDO・JCM では、エネルギー起源 CO2 削減だけでなく、福岡方式を用いたメタン排出削減の案件等も対象となる点や、なるべく短期で事業を実施すべく方法論のある技術をベースにする点、また環境省の設備補助事業よりも小規模の案件を対象としつつ、補助率は最大 75%と設備補助事業よりも高い設定となっている点等が特徴であるとの説明がありました。

● アジア開発銀行・JFJCMⁱⁱⁱの活用について

JFJCM は環境省からの拠出により設立された ADB 内の信託基金であり、ADB が資金支援を行うプロジェクトであることを前提に、追加的に JFJCM からグラントを提供し、先進的な低炭素技術導入を促すことを目的としていることが紹介されました。環境省の設備補助事業とは異なる点として、日本法人でなくても申請者となれる点、一年を通して申請を受け付けている点、また建設期間の制限が設けられていない点等の説明がありました。

JFJCM への参画機会としては、ソブリン（政府の保証付きで ADB より融資を受けるもの）及びノンソブリン（主に民間事業者が ADB から融資を受けるもの）いずれにおいても、各アクター（EPC/サブコントラクター、コンサルティング企業、事業者等）にとって、国際競争入札（案件準備段階における技術売込み機会等含む）やコンサルティング業務受注等の参画機会があることが説明されました。

質疑応答では、案件組成までの時間軸や具体的な手続等について活発なやりとりがありました。

ⁱ JPSI では環境インフラの海外展開に役立つ情報をお届けするセミナーを随時開催しています。

会員登録（企業・団体登録／個人登録）をしていただくと、セミナーの予定がタイムリーに届きます。

会員登録をされていない方は、ぜひご登録ください。

（企業・団体会員）<https://jprsi.go.jp/ja/static/registration>

（個人会員）https://jprsi.go.jp/ja/individual_member

ⁱⁱ 民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス（改定版）

<https://www.env.go.jp/content/000123179.pdf>

ⁱⁱⁱ Japan Fund for the Joint Crediting Mechanism

<https://www.adb.org/what-we-do/funds/japan-fund-for-joint-crediting-mechanism>